

○釧路市コミュニティセンター条例施行規則

平成 17 年 10 月 11 日

釧路市規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釧路市コミュニティセンター条例（平成 17 年釧路市条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等)

第 2 条 釧路市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、これらを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 休館日 月曜日、1 月 1 日から 1 月 3 日までの日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めたときは、市長に報告しなければならない。

(登録サークルの認定)

第 3 条 指定管理者は、条例第 3 条に規定する事業を推進するため、コミュニティセンターを利用し、又は利用しようとする団体のうち次の要件を満たす団体をサークルとして認定し、その育成を図るものとする。

(1) 条例第 3 条（第 1 号を除く。以下同じ。）に規定する事業に関連した活動を目的とする団体であること。

(2) 1 か月に 1 回以上の定例的な活動を行う団体であること。

(3) 5 人以上で構成された団体であること。

2 前項の規定によりサークルとして認定を受けようとする団体（以下この項において「申請団体」という。）の代表者は、登録サークル認定申請書に、次に掲げる書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の規約又は申請団体の活動方針を定めた書類
- (2) 申請団体の年間の活動予定を定めた書類
- (3) 申請団体の構成員に関する書類

3 指定管理者は、前項の申請書の提出があったときは、第 1 項各号の要件について審査し、サークルとして認定した場合は登録票を交付する。

4 前項の規定によりサークルとして認定された団体（以下「登録サークル」という。）の認定の期間は、当該認定をされた日からその日の属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

第 4 条 登録サークルは、サークルの認定の更新を受けようとするときは、毎年の 2 月末日までに指定管理者に申請をしなければならない。

2 前条の規定は、サークルの認定の更新に準用する。

（登録の取消し）

第 5 条 指定管理者は、登録サークルが次の各号のいずれかに該当するときは、サークルの認定を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条第 1 項に定める要件を欠いたとき。
- (2) 条例第 7 条又は第 1 4 条の規定が適用されたとき。

（登録票の携帯）

第 6 条 登録サークルは、コミュニティセンターの施設（以下「施設」という。）を利用するときは、登録票を携帯し、係員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（申請内容の変更等）

第 7 条 登録サークルは、第 3 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる書類の記載事項に変更を生じたとき、又は解散するときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

（利用の承認）

第 8 条 条例第 6 条第 1 項の規定により施設の利用の承認を受けようとする者は、次に掲げる期間内に利用申請書を指定管理者に提出しなければならない

ない。

(1) 登録サークルが利用しようとする場合 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3か月前から利用日の属する月の2か月前まで

(2) 前号に定める者以外が利用しようとする場合 利用日の属する月の2か月前から当該利用日の10日前まで

2 指定管理者が特別な理由があると認めたときは、前項に規定する期間にかかわらず、利用の申請を受け付けることができる。

3 指定管理者は、施設の利用を承認したときは、第1項の申請書を提出した者に利用承認書を交付するものとする。ただし、一般利用で利用しようとする者は、利用の当日に利用料金を納入し、一般利用券の交付を受けることにより、承認に代えることができる。

4 前項の規定により利用承認書の交付を受けた者が、施設の利用を中止しようとするときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

（利用承認書の携帯）

第9条 施設の利用承認書の交付を受けた者及び一般利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用承認書又は一般利用券を携帯し、係員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（利用料金の設定等の申請）

第10条 指定管理者は、条例第9条の規定により利用料金又はその額の変更について承認を受けようとするときは、利用料金設定（変更）申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 利用料金に関する規程

(2) 利用料金の収入に関する書類

(3) コミュニティセンターの管理費用に関する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（利用料金の免除）

第11条 条例第10条の規定により利用料金（条例別表第3項及び第4項

に規定するものを除く。)の免除をする場合は、条例第8条第1項第1号に規定する場合を除き、次のとおりとする。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその団体が利用する場合

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所が条例第3条に規定する事業に関連した行事等に利用する場合

2 利用料金の免除を受けようとする者は、利用の申請の際に減免申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する者が一般利用で利用する場合には、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、証明書、療育手帳、診断書等を入場の際に提示することにより、申請に代えることができる。

(利用料金の減額)

第12条 条例第10条の規定により利用料金の減額をする場合及びその減額をする額は、別表のとおりとする。

2 利用料金の減額を受けようとする者は、利用の申請の際に減免申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、別表第3項の規定に該当するものは、登録票を利用の申請の際に提示することにより、申請に代えることができる。

(利用料金の後納)

第13条 条例第8条第2項ただし書の規定により利用料金の後納をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 利用の承認を受けた時間区分を超えて利用した時間に係る利用料金を納付する場合

(2) 官公署の利用に係る利用料金を納付する場合

(利用料金の還付)

第14条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 利用日の10日前までに利用中止の届けがあった場合

(2) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、施設の利用ができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備等の承認)

第15条 条例第13条の規定により特別の設備等の承認を受けようとする者は、利用の申請の際に特別設備等申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(利用後の点検)

第16条 利用者は、施設等の利用を終わったときは、直ちに係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(責任者の設置)

第17条 指定管理者が必要と認めた場合は、利用者はコミュニティセンターの秩序を保つため責任者を定め、指定管理者に届け出なければならない。

(市による管理)

第18条 第2条(第2項を除く。)から第5条まで、第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第15条、前条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市がコミュニティセンターの管理を行う場合において準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市コミュニティセンタ

一条例施行規則（平成２年釧路市規則第５２号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成１９年３月３０日規則第４４号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年１０月２日規則第６７号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日規則第２１号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月３１日規則第１３号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月３１日規則第１４号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日規則第１５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年６月２３日規則第１９号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第１２条関係）

利用料金の減額をする場合	利用料金の減額をする額
1 次に掲げる団体が条例第３条に規定する事業に関連した行事等に利用する場合 (１) 単位町内会 (２) 単位老人クラブ (３) 全市ボランティア団体の地域住民を単位とした下部組織	利用に係る利用料金の４０パーセントに相当する額
2 次に掲げる団体が条例第３条に規定する事業に関連した行事等に利用する場合	利用に係る利用料金の５０パーセントに相当する額

(1) 登録サークル以外の大学生以下の団体及びそれぞれの団体の父母の会 (2) 児童館母親クラブ (3) 学校単位PTA	
3 登録サークルがその活動に利用する場合	利用に係る利用料金の40パーセントに相当する額
4 登録サークル以外の高校生以下の団体が 条例別表第2項の表に規定する専用利用で 利用する場合	利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額

備考 この表により算定した減額後の額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額を利用料金の額とする。